

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そのと日)

ら申請のあつた諏訪入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利
関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第十
一条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十九日認可したので、同
法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定に
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

91

- ◆告示 入会林野整備計画の認可
- 保安林の指定の解除
- 解除予定の保安林
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
- の同意を求めるための発起人の届出
- 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
- 土地改良事業の認可
- 建築基準法による聴聞
- 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- ◆公安告示
- 人委規則
- 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体
の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

告示

鳥取県告示第百八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第百六号

日野郡日野町福長一四〇七番地諏訪入会林野整備組合長長尾久夫か

小谷	浜部	岩美郡岩美町網代
岩美郡岩美町網代	網代加入区	(網代港漁業協同組合の区域)
に掲げる漁業	漁業災害補償法 第百四条第二号	昭和五十四年二月二日から同月十七日まで
合	業協同組	

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字芦津字沖ノ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 鳥取県告示第百九号**
- 漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第二項の規定による同意を求めるについて、発起人の届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十四年二月二日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 鳥取県告示第百十号**
- 昭和五十三年十一月二十日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（奥崎地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十四年二月二日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三

岩美郡岩美町田後	浅井愛藏	漁業災害補償法	昭和五十四年二月二日から同月十七日まで
岩美郡岩美町田後	(田後漁業協同組合の区域)	第一百四条第二項に掲げる漁業	
山根実二		協同組合	

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十四年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
青谷町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十一号

昭和五十三年十二月十五日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（河内地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十三号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（井手地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十四号

昭和五十三年十二月十五日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（外邑地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 聽聞の日時及び場所

昭和五十四年二月六日 午前十時から

鳥取市秋里三九〇番地 鳥取県工業試験場中会議室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第八項ただし書の規定により次の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市行徳四二九番地

鳥取製材協同組合

理事長 西川博三

2 建築物の位置

鳥取市湖山町字高隅一〇四九

3 建築物の用途

製品展示販売場

4 工事種別

新築

5 建築物の構造

鉄骨造平家建

6 建築物の面積

建築面積 一〇〇八・七五平方メートル
延べ面積 一〇〇八・七五平方メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年二月一日

鳥取県公安委員会委員長 松岡新平

一 聽聞の期日及び場所

昭和五十四年二月二十二日 午前十一時二十分から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取市立川町五丁目八〇番地の一 中村耕二

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森本繁蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公共団体」の下に「(以下「委託地方公共団体」といふ。)」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

(組織の変更等についての通知)

第三条 委託地方公共団体の長又は管理者は、別表に掲げる機関に改廃があつたとき、又は職員の職の改廃若しくは新設があつたときは、速やかにその旨を鳥取県人事委員会に通知しなければならない。

別表の1の項中

町 長 部 局	総務課長 民生課長
---------	-----------

総務課長 福祉課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

に

を

町 長 部 局

改め、同表の2の項中

町 長 部 局	部長 課長 庶務係長 財務
保 育 園	園長

表の5の項中

町 長 部 局	総務課長 民生課長
---------	-----------

に改め、
に限る。)

を

町 長 部 局

同表の6の項中

町 長 部 局	課長 主任(総務課に所属し、人事及び予算に関する事務を行なうものに限る。)
教育委員会事務局	教育長

に改め、同表の

教育委員会事務局

教育長 次長

学校給食共同調理場

所長

教育委員会事務局

教育長

3の項中

村 長 部 局

総務課長 庶務係長

村 長 部 局

村 長 部 局

総務課長

町 長 部 局

総務課長

町 長 部 局

総務課長 厚生課長

に改め、同表の

教育委員会事務局

教育長

保 育 所

所長

町 長 部 局

課長 室長 課長補佐(総務課に所屬するものに限る。)庶務係長

係 長

係長

保 育 所

所長

町 長 部 局

課長 室長 課長補佐(総務課に所屬するものに限る。)庶務係長

を

教育委員会事務局	町長・部局
教育長 次長	課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)

に改め、

委員会事務局	の8の項目中
教育委員会事務局	町長部局
教育長 次長	課長 相談室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
教育委員会事務局	出張所
教育長 次長	所長 教育長

に改め、同表

町長部局	小学校
教育委員会事務局	校長 教頭
教育長 次長	所長
教育委員会事務局	校長 教頭

課長 室長 課長補佐 (総務課に所屬するものに限る。)

に、

学校給食センター 所長

同表の10の項目中

村長部局	小
農業	農業

め、同表の11の項目中

村長部局	保育所
農業	農業
農業	農業

に改め、

村長部局	保育所
農業	農業
農業	農業

め、同表の11の項目中

村長部局	保育所
農業	農業
農業	農業

に所属する

支所	町長部局
支所長	課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)

に改め、

支所	町長部局
支所長	課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
支所長	課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)

に改め、同表の13の項中

町長部局	総務課長	民生課長
教育委員会事務局	教育長	

ものに限る。)

に改め、

町長部局	課長
教育委員会事務局	教育長 次長

小学校	校長
教育委員会事務局	教育長 教頭

小学校	校長
農業委員会事務局	課長 教頭

小学校	校長
教育委員会事務局	課長 教頭

に改め、
に改め、
に改め、
に改め、

同表の15の項中

小学校	校長 教頭
教育委員会事務局	教育長
町長部局	課長 評価室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)

小学校	校長 教頭
教育委員会事務局	教育長
町長部局	課長 室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)

町長部局	課長	課長補佐 (総務課に所属する)
教育委員会事務局	教育長	教育課長

に改め、

小学校	校長 教頭
教育委員会事務局	教育長 教頭
町長部局	課長

同表の16の項中

小学校	校長 教頭
教育委員会事務局	教育長 教頭
町長部局	課長

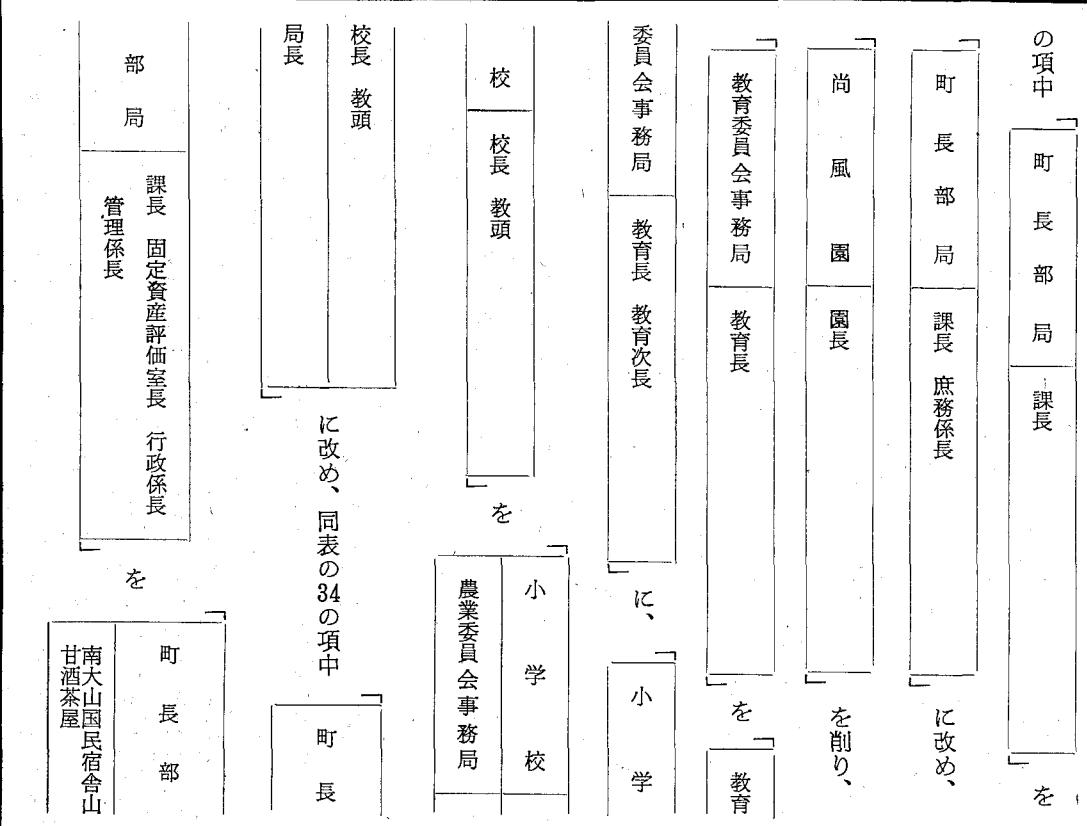
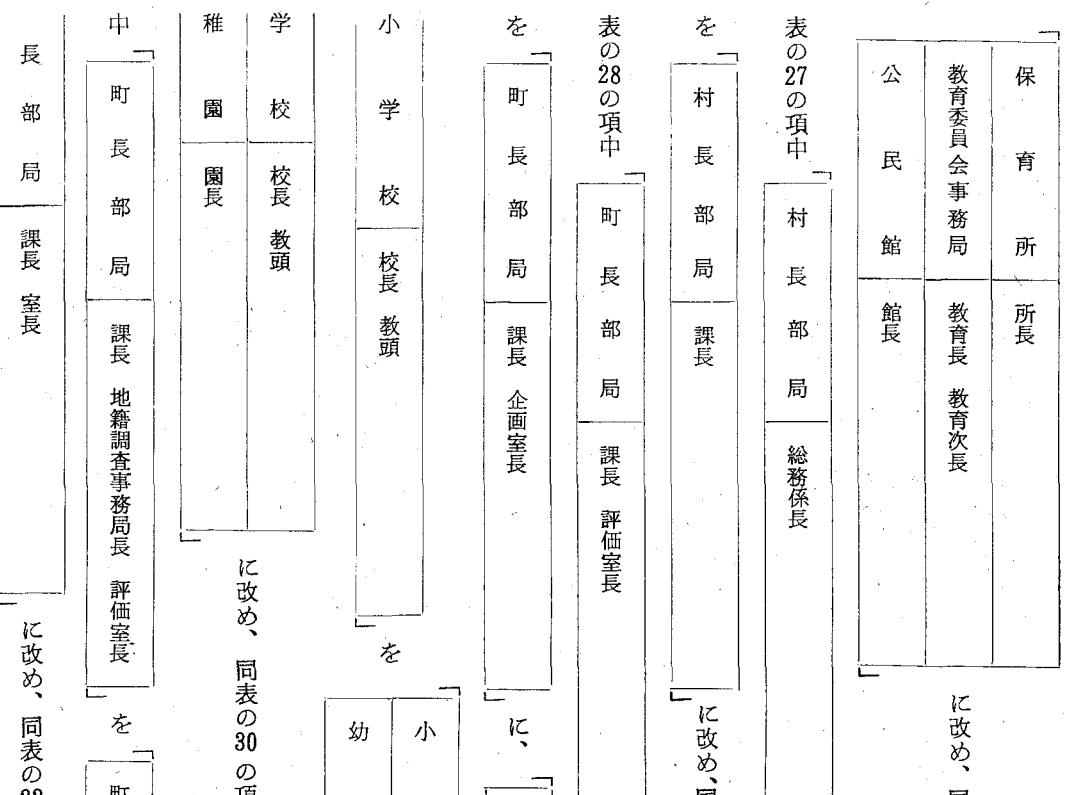
に改め、

同表の17の項中

小学校	校長 教頭
教育委員会事務局	教育長
町長部局	課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)

に改め、

		國民宿舎水明莊 支配人	
教育委員会事務局 教育長 次長			
小学校 校長 教頭			
農業委員会			
町長部局 課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)			
同表の21の項中 町長部局 課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)			
長部局 課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)			
同表の20の項中 町長部局 課長 庶務係長 財政係長			
に改め、同表の20の項中 町長部局 課長 庶務係長 財政係長			
に改め、同表の18の項中 町長部局 課長 課長補佐 (総務課又は財政課に所属するものに限る。)			
会事務局 会長			
長部局 局長			
同表の25の項中 町長部局 課長 教育次長			
に改め、同表の25の項中 町長部局 課長 教育次長			
に改め、同表の26の項中 町長部局 課長 教育長			
に改め、同表の26の項中 町長部局 課長 教育長			
病院 病院長 副病院長 医長 薬局長			
病院 事務長 婦長			
老人ホーム 所長 事務長			
病院 病院長 副病院長 医長 薬局長			
病院 事務長 婦長			
特別養護教保			
同表の24の項中 町長部局 課長 企画係長 財務係長			
に改め、同表の24の項中 町長部局 課長 企画係長 財務係長			



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】

			局
		課長 室長 課長補佐(総務課又は財政課に所属するものに限る。)	長部局
		支配人	支配人
		課長 固定資産評価室長 行政係長	課長 固定資産評価室長 行政係長
		財政係長	財政係長
		機関	機関
	事務局	事務局	事務局
	局長 次長 課長	局長 次長 課長	局長 次長 課長
	別表の44の項中	別表の44の項中	別表の44の項中
	事務局	事務局	事務局
	局長 課長	局長 課長	局長 課長
	に	に	に
改め、同表の45の項中	改め、同表の45の項中	改め、同表の45の項中	改め、同表の45の項中
事務局	事務局	事務局	事務局
局長 課長	局長 課長	局長 課長	局長 課長

ように改める。

42

鳥取県東部広域行政管理組合

に改め、同表の42の項を次の
ように改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

2 この表中「室長」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十八条第七項の規定に基づき、当該町村の条例により課として設けられた室の長をいう。

この規則は、執行する事務を行ふ課長補佐をいう。

に改め、同表の46の項中「中部市町村共同施設管理組合」を「中部広域行政管理組合」に改め、同表の備考を次のように改める。
1 この表中「課長補佐(総務課に所属するものに限る。)」又は「課長補佐(総務課又は財政課に所属するものに限る。)」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行ふ課長補佐をいう。